

介護サービス利用までの流れ (平成29年4月～)

困ったな…ということがありましたら、お気軽にご相談ください!

利用希望者

★40～64歳の方(第2号被保険者)は、要介護認定が必要です。



高齢者あんしん相談センターまたは市役所高齢者福祉課に相談

明らかに要介護状態の場合

受付シートを記入する

ホームヘルプサービスやデイサービスのみ利用する

いいえ 又は
要介護状態と判断できる場合

はい

要介護(要支援)認定申請をします

基本チェックリストを受けます

要介護1～5の方

要支援1・2の方

非該当の方

生活機能の低下がみられる方
⇒事業対象者

自立した生活
が送れる方

介護
サービス計画

介護予防
サービス計画

介護保険の介護サービス(介護給付)を利用
・居宅サービス
・地域密着型サービス
・施設サービス 等

介護保険の介護サービス(予防給付)を利用
・介護予防通所リハビリ
・介護予防訪問看護 等
*介護予防・生活支援サービス事業の利用も可

介護予防ケアマネジメント
高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の担当職員と本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

通所型サービス

一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が利用可能

明らかにサービス事業の対象外と判断できる場合(など)

介護予防・日常生活支援総合事業